

沖縄県では、日本で唯一の国際物流特区である国際物流拠点産業集積地域を効果的に活用し、企業集積や物流インフラの整備を促進します。

国際物流拠点産業集積地域

国際物流拠点産業集積地域は、沖縄振興特別措置法に基づく経済特区です。

国際物流拠点産業集積地域うるま・沖縄地区では高度な技術を持つ企業や、海外へ積極的に展開する企業の集積が進んでいます。

国際物流拠点産業集積地域那覇地区（旧自由貿易地域）では、那覇空港及び那覇港等への近接性を活かした企業が集積しています。

那覇・浦添・豊見城・宜野湾・糸満地区

【那覇市、浦添市、豊見城市、宜野湾市、糸満市の全域】

那覇空港、那覇港に隣接・近接するとともに、幹線道路で一体的に連結されており、沖縄の経済・産業・貿易の中心拠点として臨空・臨港型産業の集積に適している。



税制の支援制度

優遇税制の対象は、国際物流拠点産業8業種（製造業、特定の機械等修理業、特定の無店舗小売業、倉庫業、航空機整備業、道路貨物運送業、特定の不動産賃貸業、卸売業）となっています。

ただし、法人に対する税制措置の中でも、特に大きな支援である所得控除については、特区内での投資及び雇用の確保を特に必要とし、その集積による一層の貿易の振興が期待される5業種（製造業、特定の機械等修理業、特定の無店舗小売業、倉庫業、航空機整備業）に限定されています。

■ 国税

国税の所得控除・投資税額控除・特別償却のいずれかを毎年選択できます。

○ 所得控除

国際物流拠点産業集積地域において、新たに設立された等の要件を満たす企業について新設後10年間、法人課税所得の40%が控除されます。（沖縄県知事による特別事業認定が必要）

○ 投資税額控除

機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円を超える設備投資をした場合、取得価額の一定割合が法人税額から控除されます。（控除率：機械及び装置15%、建物及びその附属設備8%）

○ 特別償却

機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円を超える設備投資をした場合、特別償却が認められます。（特別償却率：機械及び装置50%、建物及びその附属設備25%）

■ 関税

関税や、保税地域許可手数料が軽減されます。

○ 関税の課税の選択制の適用

保税工場などにおいて、外国貨物である原材料を加工・製造し、製品を国内へ出荷（輸入）する場合、課される関税について、「原料の税率」または「製品の税率」のいずれか低い方を選択できます。

○ 保税地域許可手数料の軽減

保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域に係る許可手数料が1/2に軽減されます。

■ 地方税

法人事業税や不動産取得税等が軽減されます。

○ 法人事業税の課税免除

機械及び装置並びに建物及びその附属設備1,000万円を超える設備投資をした場合、法人事業税を5年間一部課税免除。

○ 不動産取得税の課税免除

機械及び装置並びに建物及びその附属設備1,000万円を超える設備投資をした場合、不動産取得税を一部課税免除。

○ 固定資産税の課税免除

機械及び装置100万円、建物及びその附属設備1,000万円を超える設備投資をした場合、固定資産税を5年間一部課税免除。

※課税免除の詳細については、お問い合わせ下さい。

沖縄に立地し事業展開を行う企業は、国や県によるさまざまな支援制度が適用されます。また、沖縄県は長期的展望に基づき、那覇空港及び那覇港を基軸とする物流インフラの整備を進めています。

各種補助金、助成金などの支援制度が豊富

立地企業を強力にバックアップ

① 沖縄県企業立地促進助成事業補助金

● 問合せ先: 沖縄県商工労働部 企業立地推進課
098-866-2770



工場等を建設し、操業するために取得した投下固定資産の経費等に対する助成を行います。

- 助成額: 最大10億円。土地・建物等の経費の最大25%
- 対象経費: 土地、建物及びその付属施設、構築物、機械及び装置
- 助成要件: 新規雇用10人以上、5,000㎡以上の用地の取得(賃貸)等
- 対象業種: 製造業等 ※業種・対象地域等により助成要件等が異なります。

雇用・人材確保に対する支援

② 地域雇用開発助成金【沖縄若年者雇用コース】(賃金助成)

若年者の失業者が特に多い沖縄県において、雇用失業情勢の改善に資するため、事業所の設置・整備を行い、それに伴い沖縄県内に居住する若年求職者(35歳未満)を雇い入れた場合に賃金に相当する額の一部を助成します。

- 支給額: 賃金に相当する額^{*}の1/3(大企業は1/4)
- 支給期間は原則1年間(6か月毎に2回)。
- ただし、優良事業主^{*}の場合はさらに1年間、相当する額の1/2(大企業は1/3)

※詳細については問合せ先にご確認ください。

③ 地域雇用開発助成金【地域雇用開発コース】(設備助成)

雇用情勢が厳しい地域等において、創業や設備の増設等、事業所を設置・整備し、それに伴い地域に居住する求職者を雇い入れる事業に対して助成を行うことで、その地域における雇用構造の改善を図ることを目的としています。

- 支給額: 設置・整備に要した費用及び対象労働者の数に応じて、規定額^{*}を支給。
- 支給は1年ごとに最大3回まで。

※詳細については問合せ先にご確認ください。

● 問合せ先: 沖縄助成金センター 098-868-1606
または事業所管轄のハローワーク



沖縄助成金センター

輸出事業者の企業活動をバックアップ

④ 航空コンテナスペース確保事業

● 問合せ先: 沖縄県商工労働部 アジア経済戦略課
098-866-2340



航空会社のコンテナスペースを県が予算の範囲内で借り上げ、県産品等輸出事業者に提供します。

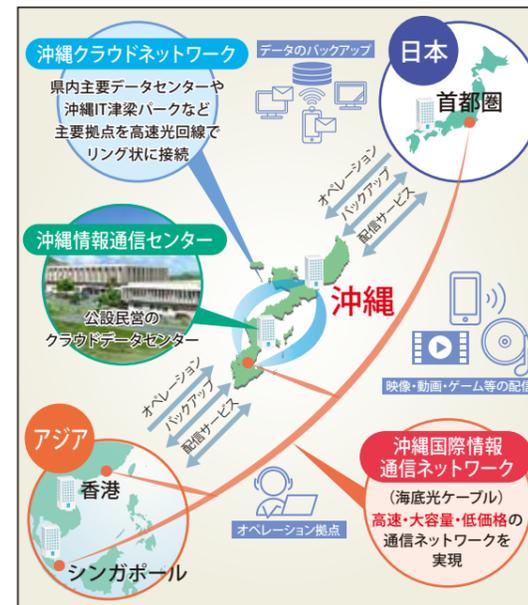
※ただし、燃油サーチャージ及び通関費用、貨物取扱手数料等輸出諸掛は利用者負担。



沖縄国際物流ハブ活用促進事業 全国特産品流通拠点化推進事業

日本とアジアを結ぶ国際情報通信ハブ

○活用イメージ図



■ 沖縄国際情報通信ネットワーク

沖縄を起点に、首都圏・アジア向けに直接接続する、高速・大容量・低価格の通信ネットワークを提供

■ 沖縄クラウドネットワーク

県内主要データセンターや沖縄IT津梁パークなど主要拠点を高速光回線でリング状に接続することで、可用性、冗長性を確保した通信環境を提供

■ 沖縄情報通信センター

沖縄で最も新しい公設民営型のクラウドデータセンターで、安定した電源供給と免震構造により、高い安全性を提供

■ 期待されるビジネスモデル

● アジアオペレーションサービスの提供

県内データセンターや沖縄クラウドネットワークを活用し、沖縄を拠点として首都圏と同等な品質でオペレーションを支援するサービス

● 遠隔バックアップサービスの提供

同時災害リスクの少ない沖縄で、DR(災害復旧)、BCP(事業継続計画)の観点から企業のデータ管理を支援するサービス

● コンテンツ配信サービスの提供

首都圏・アジア双方向に、映像、動画、ゲーム等の大容量データを配信するサービス

有機的に連携する物流拠点を構築

■ 那覇空港を中心とした物流環境整備や企業誘致を計画的に推進

物流の結節点となる那覇空港と那覇港コンテナターミナルは、車でわずか10分の距離にあります。このエリアは臨空・臨港型の物流拠点として、航空貨物ターミナルの整備、国際物流拠点産業集積地域の指定、同地域内における物流センター整備といった物流環境の整備が計画的に推進されています。



■ 高速物流を強化する 国際ロジスティクスセンター

■ 那覇空港に隣接、車で1分の最速・最短アクセス

那覇空港の隣接地には、国際物流拠点の形成を図るために国際ロジスティクスセンターが整備されています。沖縄国際物流ハブ機能を最大限に活かし、パーツセンターやリペアセンター、アジア向けEコマース製品のストックセンターなどの誘致を推進します。

■ 通関機能を備えた那覇空港貨物ターミナル

国際貨物と国内貨物を一体で扱える24時間稼働のANA専用貨物上屋は、広大な敷地を誇り、施設内には税関手続きゾーンを備え、短時間での国内・国際貨物の積み替えを可能にしています。上屋前から貨物専用機約10機が同時に駐機でき、アジアの主要都市から集荷された貨物を仕向地へ効率的に輸送します。

国際ロジスティクスセンター4号棟